

古代神話伝説作品の構図

——書き手の「視座」から見る『古事記』と『播磨国風土記』——

松 本 直 樹

キーワード 「アシハラシコヲ」「地名起源」「天皇巡幸」

はじめに

大和王権国家の史書として編まれた『古事記』と『日本書紀』、同じく国家の地誌として律令制下における国の単位で編纂された各国の「風土記」には、民間伝承に由来すると思しき神話伝説があり、またそれぞれの編纂意図に応じて創作された部分もあり、それらが全体として一つの作品を為している。例えば、『常陸国風土記』の巻頭に「常陸國司解 申古老相傳舊聞事」とあるのは、『古老舊聞』を「国司の解」として纏めた過程を端的に示しているよう。

『古事記』と『日本書紀』が大和王権側の立場にたつて編纂されていることは周知のとおりである。「風土記」については、『出雲国風土記』が出雲国造の手に成ったのに対し、他は国司を責任者とする解として成立したと思われるが、具体的な編者の名は記

されず、その性格にも未詳な点が多い。それぞれの編纂過程は必ずしも一回的、直線的ではなく、例えば『日本書紀』が α 群、 β 群などいくつかの段階を経たことが確実で、また『播磨国風土記』が郡単位の三グループで編纂されたとの指摘もある^{①②}。

本稿では神話伝説の語り手の視座と、『古事記』および『播磨国風土記』を例とした書き手（編者）の視座について考察するものである。語り手あるいは書き手の「視座」に注目することが、各神話伝説の本質や、それらを素材に成立した作品としての性格を把握する上で有効な手段であることを確かめたい。ひいては大和王権国家が多くの共同体や地域を統合して成立する過程における列島上の精神史の解明にも繋がると考えている。

地名起源の神話伝説における視座

「風土記」はもちろん『古事記』『日本書紀』にも地名の起源を説く神話伝説が存在する。地名とは本来、土地の地勢や風土を表す場合が多いが、それがどのような過程で名づけられたかを神話

伝説を用いて説くことは、それぞれの土地が今このように存在することの意味を説くことに等しい。『古事記』『日本書紀』における地名起源は、大和王権国家の歴史の上に地名を意味づけ、大和王権が全国各地を統治してゆく過程を説くものであるが、両者は史書であるから、全国各地の地名の由来を網羅的に説くことには不向きであった。そのため『古事記』成立の翌年に、令制下の各国に対して「風土記」編纂の官命が出されたのである。⁽³⁾

畿内七道諸國。郡郷名着好字。其郡内所生、銀・銅・彩色・草木・禽獸・魚虫等物、具録式目。及土地沃墾、山川原野名號所由、又古老相傳舊聞異事、載于史籍、言上。〔續日本紀〕
和銅六年五月⁽⁴⁾

行政地名の表記の統一と、各地の物産や土地の沃墾の報告とともに、地名起源や古老の伝承の記載が求められているのは、地名起源の把握が国家統治の上で欠かすことの出来ないものであったことを意味している。

次に掲げるのは『古事記』上巻で唯一の地名起源神話である。

・故是以其速湏佐之男命、宮可造作之地、求出雲國。爾到坐湏賀（此二字以音。下效此）地而詔之、「吾來此地、我御心湏賀湏賀斯」而、**其地作宮坐**。故、**其地者於今云湏賀也**。〔古事記上巻〕⁽⁵⁾

神の心境吐露から地名が起ったとするもので、地名起源の一つの定型（仮にスガスガシ型と呼ぶ）になっていて、『出雲国風土記』にも次のような神話が見られる。

・安来郷……神湏佐乃烏命、天壁立廻坐之。尔時来坐**此処**而詔

「吾御心者安平成」詔。故云安來也。〔出雲国風土記〕意字郡⁽⁶⁾

・拜志郷……所造天下大神命、将平越八口為而幸時、此處樹林茂盛。尔時詔「吾御心之波夜志」詔。故云林。〔神龜三年改字拜志〕（同右）

・多大郷……湏佐能乎命御子衝梓等乎留比古命、國巡行坐時、至坐此處詔「吾御心照明正真成。吾者此處靜將坐」詔而、靜坐。故云多大。〔同、秋鹿郡〕

「すがすがし（清々し）」「やすすけし（安けし）」「はやし（榮やし）」「あかくただし（明く正し）」など神の心境に「負」の要素はない。また神が巡行の末にこの地に到ることも共通している。こうした地名起源は、多くの土地の中から、そこが神によって選ばれ祝福された土地であることを意味するものである。神の巡行は具体的ではなく、形式上の決まり事である。『出雲国風土記』は神が来訪する神話を多く載せるが、神が巡行あるいは天降りの末に到るのは基本的に「此処（處）」であって、「此処」に神を迎えるという各地の内部の視座に立った神話である。（図1参照）。同様のものに、来訪神が土地の讚美をする神話もある。

・山國郷……布都努志命之國廻坐時、来坐此處而詔「是土者不止欲見」詔。故云山國也。〔出雲国風土記〕意字郡

・惠曇郷……湏作能乎命御子磐坂日子命、國巡行坐時、至坐此處而詔「此處者、國稚美好有、國形如畫輶哉。吾之宮者、是處造事」者。故云惠伴。〔神龜三年改字惠曇〕（同、嶋根郡）

前掲の多大郷条も同様であるが、来訪神が「是土」「此処」「是處」と言い、地の文にも「此處」とあることから、登場神の視座

と語り手の視座とが一致しており、外部からの視線や俯瞰的な視野は認められない。

それが先の『古事記』では、スサノヲの発話として「吾來此地」とあるものを地の文では「其地」と示している。大和王権側の視野の内に出雲におけるスサノヲの「此地」の事跡を俯瞰していることを意味している(図2参照)。

次に少し様相の異なる地名起源伝説を見てみたい。

・登美能那賀湊泥毘古(自登下九字以音、興軍待向以戰。爾取所入御船之楯而下立。故、號其地謂楯津。於今者云日下之麥津也。於是與登美毘古戰之時、五瀨命、於御手負登美毘古之痛矢串。……到血沼海洗其御手之血。故、謂血沼海也。從其地廻幸、到紀國男之水門而詔「負賤奴之手乎死」男建而崩。故、號其水門謂男之水門也。(古事記) 神武)

・其軍悉破而逃散。爾追迫其逃軍、到久須婆之度時、皆被迫窘而、屎出懸於禪。故、號其地謂屎禪(今者謂久須婆。又遮其逃軍以斫者、如鶉浮於川。故、號其河謂鶉河也。亦斬波布理其軍士。故、號其地謂波布理曾能(自波下五字以音。(同、崇神)

前者は、神武の兄である五瀨命が戦死してゆく様を、後者は建波邇安王の軍勢が減ぼされてゆく様を、それぞれ連続する地名起源を添えて描写している。とくに前者は、初代神武の兄であり、「幸」「詔」など、その行為が絶対敬語で示される登場人物の死に到る話であるから、地名起源に「負」の要素を認めるべきである。後者も「屎禪」など土地の内部の価値観に基づく地名起源であるとは思われない。こうした言わば「負」の地名起源は他にもある。

図1 スカスガシ型地名起源の視座

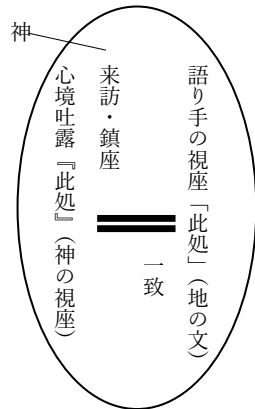
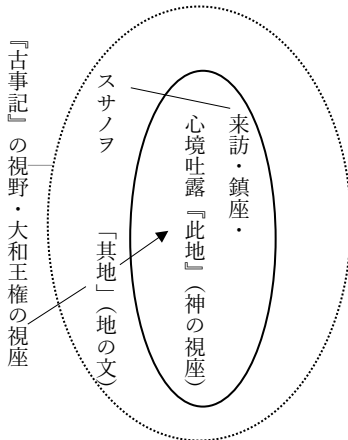


図2 『古事記』スサノヲによる地名起源



〔図の凡例〕 矢印は外部の視座からの視線を示す。登場人物の発話を「」に示し、それとの比較を要する場合の地の文の表現を「」に示す。図2の矢印は大和王権の視座から当地を「其地」と見ていることを示す。以下の図の見方も同様。

姿の醜さ故に天皇に召されることのなかった田野比売が自死に至るまでを、

取懸樹枝而欲死↓懸木

堕峻淵而死↓墮國

また、倭建命が薨去に至るまでを、

御心稍寤↓居寤清泉

吾足不得歩成當藝當藝斯玖↓當藝

衝御杖稍歩↓杖衝坂

吾足如三重勾而甚疲↓三重

と、それぞれ連続する地名起源を交えて描写する。「負」の地名起源には連続するという特徴のあることが分かる。「其地」「其河」「其水門」を見る語り手あるいは書き手の視線は、我々読者が地図を見る視線に等しく、決して各地の内部から自然発生した伝説であるとは思われない。大和王権側が全国を俯瞰する視野を持つ

図3 「負」の地名起源



『古事記』の視野／内部の視座は存在しない

ち、正負も問わず国家の歴史の上に地名の起源を説いている(図3参照)。

『古事記』の視座—シコロとシコメ—

『古事記』における大國主神の亦の名の一つに葦原色許男命がある。

・大國主神、亦名謂大穴牟遲神(牟遲二字以意、亦名謂葦原色許男神(色許二字以音)、亦名謂八千矛神、亦名謂宇都志國王神(宇都志三字以音)、并有五名。

アシハラシコロのアシハラは「葦原中国」という神代における地上の国土を意味している。シコロとは、その女性版と思しきヨモツシコメが『和名抄』で「鬼神部鬼魅類」に分類され、「黄泉之鬼也」(『和名抄』及び『釋日本紀』卷六)と説かれるようにオニにも近い存在であった。上代にオニの例は多くないが、『出雲国風土記』(仁多郡)では「目一鬼」が農夫一家の前に忽然と現れている。一つ目の存在としては、他に「天目一箇神」(『日本書紀』第九段一書第二・『古語拾遺』)や「天目一命」(『播磨国風土記』託賀郡)があり、これは鍛冶職の神であった。長年の鍛冶労働による片目の喪失を聖痕としていたことに基づく信仰であるが、それが価値観を共有しない他の集団(例えば『出雲国風土記』における農夫一家)の前に現れた時、それは正体不明のオニでしかなかった。早く柳田國男の説く通りである⁹⁾。オニに近いシコロ・シコメも、ある視座から見た場合の正体不明の存在であった。

前掲した系譜記事の他、神話文脈の中でアシハラシコロの名が

現れるのは次の①②であり、他に中巻の垂仁記に③の一例を見るばかりである。

①其大神(スサノヲ) 出見而告「此者謂之葦原色許男」(根堅州 国訪問条)

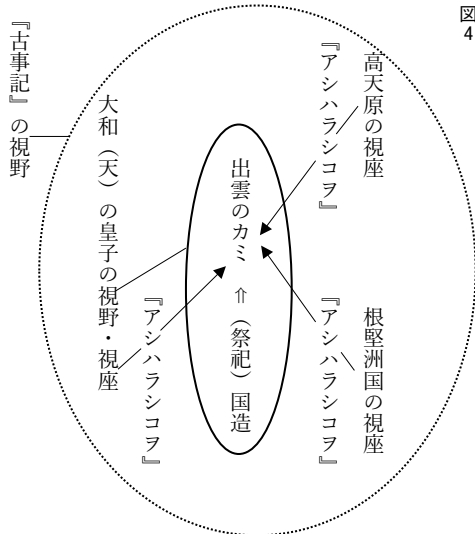
②「…故與汝葦原色許男命為兄弟而作堅其國」(国作り条)

①は根堅州国におけるスサノヲの発話であり、②は高天原のカミムスヒがスクナビコナに国作りを命じる言葉であり、ともに異界に属する神の視座、価値観から、「葦原中国の正体不明の存在」と捉えたものである。もう一つの例は中巻垂仁記にある。

③其御子(ホムチワケ皇子) 詔言「是於河下如青葉山者、見山非山。若坐出雲之石碕之曾宮、葦原色許男大神以伊都玖之祝大庭乎」問賜也。

アシハラシコヲの名は、やはり発話の中にあり、発話者である大和王権の皇子ホムチワケの視座、価値観による名であることが分かる。大和は地上に復元された「天」(高天原)の聖地であって、大和王権は「天」なる大和において、葦原中国を「天下」として統治したと『古事記』は説いている。大和王権の視座において、葦原中国は被統治側の世界であり、そこにいる正体不明の存在としてアシハラシコヲを見ていることになる。『古事記』は、大國主神を登場人物の視座(発話)を通して「アシハラシコヲ」と呼び変えているのであって、編纂者の視野と登場人物の視野とが二重構造になっているのである。アシハラシコヲの祭祀者として出雲国造の祖であるキヒサツミが登場するが、キヒサツミにとつてアシハラシコヲは祭るべきカミであつたに違ひなく、大和王権と

図4



は異なる出雲の視座が想定される(図4参照)。

次に、その他の「シコ」を名に持つ登場人物について検討する。『古事記』『日本書紀』の孝元から崇神に及ぶ系譜中に、また崇神朝における神々の祭祀に関連して、シコヲ・シコメを名に持つ人物が登場する。

・仰伊迦賀色許男命、作天之八十毘羅訶(此三字以音也)、定奉天神地祇之社。(『古事記』崇神)

崇りを起こし、「国家」の「人民」を死滅の危機に陥れたオホモノヌシを代表に、全国のモノども(大和王権にとつては正体不明

の存在を祭り鎮めるべき人物としてイカガシコヲが登場する。

『日本書紀』には、

・ト使物部祖伊香色雄為神斑物者吉之(『日本書紀』崇神七年八月)⁽¹³⁾

・命伊香色雄而以物部八十平瓮、作祭神之物(同十一月)

とあるように、物部の祖であり、『先代旧事本紀』天孫本紀は崇神の母の伊香色謎命(イカガシコメ)の弟であると説いている。イカガシコメは『古事記』『日本書紀』にも、

・内色許男命之女、伊迦賀色許賣命(『古事記』孝元)

・妃伊香色謎命生彦太忍信命(『日本書紀』孝元七年二月)

・娶庶母伊迦賀色許賣命生御子、御真木入日子印惠命。(『古事記』開化)

・立伊香色謎命為皇后(是庶母也)。后生御間城入彦五十瓊殖天皇(『日本書紀』開化六年正月)

とあり、孝元の妃であり、開化の皇后、崇神の母である。孝元記に見えるウツシコメは、

・立薨色謎命為皇后。々生二男一女。第一曰大彦命、第二曰稚

日本根子彦大日々天皇(『日本書紀』孝元七年二月)

・母曰薨色謎命、穗積臣遠祖薨色雄命之妹也(同、開化即時前紀)

・此天皇娶穗積臣等之祖内色許男命(色許二字以音下效此)妹内

色許賣命(『古事記』孝元)

とあるように、孝元の皇后、開化の母で穗積臣の祖とされる。穂積氏は、

・穗積朝臣 石上同祖、神饒速日命五世孫伊香色雄命之後也。

(『新撰姓氏録』左京神別)⁽¹⁴⁾

・天皇素聞饒速日命、是自天降者。而今果立忠效。則褒而寵之。此物部氏之遠祖也。(『日本書紀』神武即位前紀己未年二月)

・邇藝速日命娶登毘古之妹登毘夜毘賣生子、宇摩志麻遲命(此者、物部連、穗積臣、姪臣祖也)(『古事記』神武)

とあり、物部と同族とされていた。両氏の関係については、

薨色雄命と物部氏の祖という伊香色雄命とを結びつけるという意識のもとで混同させた疑いがあり、本来同族であるかどうか疑問。

とする説もある。仮に擬制であったとしても、穂積氏は「シコヲ」の名を以て物部との関係を主張し、それは大和王権側によって認められた同族関係であった。このように、孝元朝から崇神朝に登場するシコヲ・シコメが、全て物部に関わる人物であることが確認できる。

物部の性格について、西郷信綱はその語源にも関わる形で、モノノベのモノは、オホモノヌシとかモノノケとかのモノで悪霊や魔ものの意⁽¹⁵⁾

と説く。崇神記紀はオホモノヌシを代表とする、大和王権のカミの範疇には本来入らない全国のモノどもを、大和王権が一手に祭り、宗教的価値観を統一することを意味する⁽¹⁷⁾。そこに物部の祖が関わることについて、西郷は、

その呪力によって大物主に代表されるモノたち、つまり疫神を鎮圧することに関係するはずである⁽¹⁸⁾

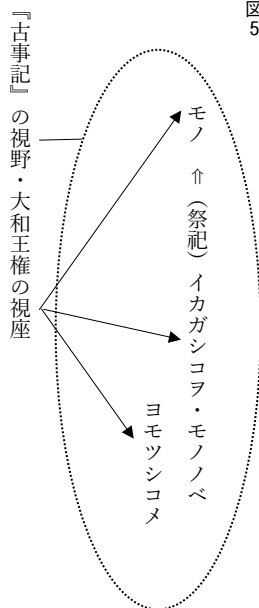
と説くが、単に呪力というのでは説明が十分ではない。正体不明

のモノを祭るにはその正体を認識できる人物が不可欠なのであり、オホモノヌシの場合には、その子孫であるオホタタネコが、アシハラシコヲの場合には出雲国造の祖キヒサツミが、それぞれその役を担った。物部の祖であるイカガシコヲは、大和王権側の視座に立てば、モノの側、異界の側に属するシコヲであって、だからこそモノどもの制御を可能にしたということである。

さて、物部やその同族としての穂積氏の系譜に連なるイカガシコヲ、ウツシコメ、ウツシコヲ、これらは全て『古事記』『日本書紀』の地の文にその名が記されている。大和王権の視座において当然のように異界に属する者たち、つまりはオホモノヌシと同じ側の存在として扱われていたことになる。それを図5に示したが、図における『古事記』の視野は、地の文というにはほぼ等しい。ここに図4における大和の皇子の視野・視座と、図5における『古事記』の視野、編纂者の視座が重なり合うことが確認できる。次にヨモツシコメについて考えてみたい。

・伊耶那岐命、見畏而逃還之時、其妹伊耶那那美命、言「令見辱吾」、即遣豫母都志許賣（此六字以音）令追。（『古事記』上巻）
 ・伊弉冉尊恨曰「何不用要言令吾恥辱」、乃遣泉津醜女八人、一云泉津日狭女、追留之。（『日本書紀』第五段一書第六）
 『古事記』『日本書紀』ともに、ヨモツシコメは地の文でその活動が記されている。地上世界の人の視座から、異界としての黄泉国のシコメを見ているのであって、『古事記』『日本書紀』編纂者の視野の内にも異界の存在として当然のように地の文の上に存在している。

図5



前に見た物部の祭祀対象は彼らにとつてのカミであったに相違ないが、その視座は示されることなく、アシハラシコヲに対するような二重構造は、すべて地の文として一元化されている。『古事記』『日本書紀』の視座に立つて見れば、物部の祖のイカガシコヲは、いわばヨモツシコメと同じ位置にある（図5参照）。

『播磨国風土記』書き手の視座(1)
 — 連続する地名起源 —

ここまで、地名起源の神話伝説に見られる内部の視座と、外部の視野、さらにシコヲ・シコメに注目して、登場人物の視野や視座、作品としての『古事記』『日本書紀』の視野・視座について検討をした。後者に関しては、登場人物としての大和王権の皇子と、大和王権の史書の書き手の視野・視座が重なり合うという、いわば当たり前のことを確認した。これらの観点を「風土記」に応用して、「風土記」神話伝説の語り手の位置、一つの作品とし

ての「風土記」編纂者の位置について考えたい。その手始めとして『播磨国風土記』を検討する。

当国風土記には天皇にまつわる地名起源が多いが、中でも応神(品)天皇の狩りの巡幸に拠るものが多く、小野田光雄の三群区分説の枠を超えて、国内に広く散見している。以下、記載順に列記し、それぞれの狩りの成否について★印に示す。

1 狩行之時、一鹿走登於此丘鳴。其声比々。故号日岡。(賀古郡)⁽²⁰⁾
★成否不問

2 所以英馬野者、品天皇、此野狩時、一馬走逸。勅云、「誰馬乎」。侍從等对云「朕御馬也」。即号我馬野。…(飭磨郡)

★失敗

3 品天皇、立射目人於飭磨射目前為狩之。於是、自我馬野出牝鹿、過此阜入於海、泳渡於伊刀嶋。尔時、翼人等、望見相語云、「鹿者、既到就於彼嶋」。故名伊刀嶋。(揖保郡) ★失敗

4 金箭川 品天皇巡行之時、御苜金箭、落於此川。故号金箭。(揖保郡) ★失敗

5 櫛折山 品天皇狩於此山、以櫛弓射走猪、即折其弓。故曰櫛折山。(揖保郡) ★失敗

6 品天皇、狩於此川内、猪鹿多約出於此処殺。故曰勢賀。至于星出狩殺。故山名星肆。(神前郡) ★成功

7 品天皇、狩於此山、一鹿立於前。鳴声比々。天皇、聞之、即止翼人。故山者号比也山、野者号比也野。(託賀郡) ★成否不問

8 伊夜丘者、品天皇獨犬(名麻奈志漏)与猪走上此岡。天皇

見之云、「射乎」。故曰伊夜丘。此犬、与猪相闘死。即作墓葬。故、此岡西有犬墓。(託賀郡) ★失敗

9 天皇獨犬、為猪所打害目。故曰目割。(託賀郡) ★失敗
10 阿多加野者、品天皇、狩於此野、一猪負矢、為阿多岐。故曰阿多賀野。(託賀郡) ★成否不問

11 品天皇、巡行之時、此鴨發飛、居於糸布井樹。此時、天皇、問云、「何鳥哉」。阿從当麻品遲部君前玉、答曰、「住於川鴨」。

勅令射時、發一矢中二鳥。即負矢、從山岑飛越之処者、号鴨坂、落斃之処者、仍号鴨谷、煮羹之処者、号煮坂。(賀毛郡)

★成功
12 所以号鹿咋者、品天皇、狩行之時、白鹿、咋己舌遇於此山。故曰鹿咋山。(賀毛郡) ★成否不問

「風土記」は郡・里(郷)・山などの地名単位に記事を載せる地誌である。巡幸記事の中には「此丘」(1)、「此阜」(3)、「此野」(2・10)、「此川」(4・6)、「此山」(5・7・12)、「此岡」(8)など

とあり、土地の内部の視座に立つのも地誌としての記述の方法で、この点では『出雲国風土記』のスガサガシ型とも共通する。

ただ、同じ天皇が巡幸し、いずれも狩りに関わって地名を残していることからすれば、単独で完結するスガサガシ型とは異なり、俯瞰的な視野を持った一纏まりの巡幸伝説が構想されていたと考

えるのが自然であろう。以下、この点を検証したい。

当国風土記は、一定の時間軸上に展開する紀伝体の伝説も採録している。美囊郡志深里条には、オケ・ヲケ二皇子に纏わる四百

字にも及ぶ次の記事がある。

於矣袁奚天皇等所以坐於此土者、汝父市邊天皇命所殺於近江国權綿野之時、率日下部連意美而逃來、隱於惟村石屋。然後意美自知重罪、乘馬等、切斷其勒、遂放之。亦持物核等悉燒廢之。即經死之。尔二人子等隱於彼此、迷於東西、仍志深村首伊等尾之家所役也。因伊等尾新室之宴。而二子等令燭、仍令舉誅辭。尔兄弟各相讓。乃弟立誅其辭曰「…中略…」。又誅其辭曰「…中略…」者。即諸人等皆長走出。尔針間国之山門領所遣山部連少楯、相聞相見語云「為此子汝母手白髮命、盡者不食、夜者不寢、有生有死位戀子等」。仍參上啓如石件。即歎哀泣還遣少楯召上。仍相見相戀。自此以後、更還下造宮於此土而坐之。故有高野宮、少野宮、川村宮、池野宮。又造倉之處、即号御宅村、造倉之處号御倉尾。

日本古典文学大系『風土記』が「この一条は地名説明のための記事ではないが、下に地名説明を伴わせている」と指摘する通り、伝承を地名の起源に帰着させることが、地誌としての『風土記』に求められていた。オケ・ヲケを巡っては、賀毛郡玉野村条に、一有玉野村。所以者、意奚袁奚二皇子、坐於美囊郡志深里高野宮、遣山部小楯、詛国造許麻之女根日女命。於是、根日女已依命訖。尔時、二皇子相辞不娶、至于日間。根日女、老長逝。于時皇子等大哀。即遣小立、勅云、朝日夕日、不隱之地、造墓藏其骨、以玉鍔墓。故緣此墓、號玉丘、其村號玉野。とある。記事中に「美囊郡志深里高野宮」と見えるように、美囊郡の記事と一連のものとして記されていて、ここでは二皇子が大和から再び播磨に戻った後の話として位置付けられている。時間

軸上に展開する一連の伝説がありながら、それを各地名ごとに配置するという編纂方針の一端をうかがうことが出来る。

同様のことは、オホタラシヒコの妻訪い伝説についても言える。賀古郡には、道行きの伝説があり、「撰津国高瀬（朕君之濟）↓「赤石郡廝御井」↓（別嬢が「南毘都麻嶋」に隠れる↓）「賀古松原」↓「阿閑村」↓「御坏江」↓「榭津」↓「南毘都麻」↓「印南六繼村」↓「高宮村」↓「酒屋村」↓「贄田村」↓「館村」と地名を辿りながら伝説が進行する。それとともに、同郡長田里条には同じ妻訪い伝説の一端として地名起源があり、また六繼里条には「所以號六繼里者已見於上」として、道行き途中にあった「六繼村」での事を「六繼里」という行政区画の「里」名の起源として位置付け直している。

さらに印南郡の南毘都麻条には、郡南海中有小嶋。名曰南毘都麻。…（中略）…印南別嬢。此女端正、秀於當時。尔時、大帯日古天皇、欲娶此女、下幸行之。別嬢聞之、即遁度伴嶋隱居之。故曰南毘都麻。

とあり、道行き伝説の一部を、地名で切り取って再録している。かような状況に照らせば、前掲した応神の巡幸も、国内を辿る一連の伝説であって、初めから小さな土地ごとに、それぞれの内部で発生し、伝承されていた伝説ではないことが推定できよう。狩りの成否については成功・失敗・成否不問と様々な場合があるが、天皇の馬が逃げる（2）、鹿を獲り逃がす（3）、矢を落とす（4）、弓が折れる（5）、猟犬が鬨死する（8）、猟犬の目が裂かれる（9）など、むしろ失敗の場合が多い。失敗と言えば次の国

占め神話が想起される。

釜戸。大神従出雲国来時、以嶋村岡為吳床坐而、釜置於此川。

故号釜戸也。不入魚而入鹿。此取作鱸食不入口而落於地。故

去此處遷他。(讃容郡)

この神話において、大神はその地で食事を摂ることが出来ず、地名を残しながら、他所に移動する。狩りの成否を問わない応神の巡幸は、その地に鎮座しない点でこれに近く、神を「此地」に迎えるスガスガシ型とは異なると言える。「古事記」が、五瀬命や倭建命の死出の道行きを、連続する負の地名起源を交えて語ることを思えば、当国風土記の成否を問わない狩りの巡幸伝説も、大和王権国家の歴史の中で各地の地名が決定されてゆくことを第一義とする、大和王権側の価値観に立った地名起源伝説であると考えるべきであろう。²²⁾

『播磨国風土記』書き手の視座(2)

—アシハラシコヲ—

アシハラシコヲは『播磨国風土記』に六度も登場する。前に述べたシコヲの持つ外部性がどのように現れているかは、当国風土記の書き手の視座、所載説話の語り手の視座に関わるものであり、当国風土記の作品としての性格にも関係するに違いない。

イ揖保里^註

所以稱粒者、此里依於粒山、故因山為名粒丘。

所以号粒丘、天日槍命從韓国度来到於宇頭川底而、乞宿處於葦原志擧乎命曰「汝為国主。欲得吾所宿之處」。志擧即許可海中。尔時客神以鈎攬海水而宿。又主神即畏客神之盛行而、

先欲占国、巡上到於粒丘而浪之。於此自口落粒。故号粒丘。

(揖保郡)

口宇波良村 葦原志許乎命占国之時勅「此地小狭如室戸」。故

曰表戸。(六禾郡)

八奪谷 葦原志許乎命与天日槍命二相奪此谷。故曰奪谷。以其

相奪之由形如曲葛。(同右)

二伊加奈川 葦原志許乎命与天日槍命占国之時、有嘶馬遇於此

川。故曰伊奈加川。(同右)

ホ御方里^註 所以号御形者、葦原志許乎命与天日槍命到故黒土

志尔嵩、各以黒葛三條着足投之。尔時葦原志許乎命之黒葛一

條落但馬氣多郡、一條落夜夫郡、一條此村。故曰三條。天日

槍命之黒葛皆落於但馬国。故占但馬伊都志地而在之。一云、

大神為形見楨御杖於此村。故曰御形。(同右)

へ志深里 坐於三坦神、八戸挂瀨御諸命。大物主葦原志許国堅

以後、自天下於三坂岑。(美囊郡)

当国風土記におけるアシハラシコヲの性格を考える上でへは重要である。大物主葦原志許を一神の名とすれば、『日本書紀』(第六段一書第八)²³⁾において、大国主神の亦名とされる二神を統合した神格になる。中でもオホモノヌシは、大国主神の「幸魂奇魂」として国作りに深く関与した神であるから「国堅」とあることとも符合する。モノとシコとの共通性については前述の通りで、二神の統合には一定の必然性があった。さて、アシハラシコヲが他国の風土記にまったく見られないことも考え合わせると、『古事記』『日本書紀』など中央の神話体系における同神を、当国風土

記が享受したと考えるのが穩当であり、アシハラシコラのアシハラには、すぐれて中央神話的な「葦原中国」の意味があることになり、それを異界として見る視座は、『古事記』におけるホムチワケ皇子の視座と一致する。土佐秀里は、

播磨という視点からは出雲が（外部）であることに起因する呼称であり、播磨の視点が中央の視点に近接していることを示す。⁽²⁵⁾

と指摘する。「外部」「中央の視点」という点で首肯すべきである。さらに、アシハラシコラが当たり前のように地の文に登場する当国風土記の視野は、モノを祭るイカガシコラに対する『古事記』地の文の視野（前掲図5）に等しい。播磨を含めた葦原中国を「天」の視座から俯瞰していると見るべきである。

イノホのアシハラシコラはいずれも国の占有に関わっており、口を除く全てにおいて、アメノヒボコとの国占め争いの形をとっている。アメノヒボコはイにおいて「韓国」からの来訪神であるとされるように、『古事記』『日本書紀』で新羅国王の子とされる来訪者と重なる存在である。その点からして、谷口雅博が、シコなる力を持つ「葦原志許乎命が外来の神を撃退しうる存在として選ばれた」と述べているのが当を得ている。では、当国風土記の書き手は、その両神の対立・葛藤をいかなる視座から見ているだろうか。

当国風土記には、アシハラシコラやアメノヒボコを含め、播磨にとつての外来神が数多く登場する。郡ごとと列記すると次の通りである。

（飾磨郡）近國之神・大汝命・火明命・出雲國之神・大汝少日子根・筑紫豊國之神・倭穴无神

（揖保郡）讚伎國宇達郡飯神之妾（名曰飯盛大刀自）・大汝命・出雲國阿善大神・伊勢都比古命・伊勢都比賣命（伊勢國風土記 逸文では出雲の神・少日子根命・出雲御蔭大神・出雲大神（女神）・天日槍命・葦原志拳乎命

（讚谷郡）大神（従出雲國来）

（安禾郡）葦原志許乎命・天日槍命

（神前郡）大汝命・小比古尼命・阿遲須岐高日古尼命神・天日槍命・伊與都比古神

（託賀郡）宗形大神奥津嶋比賣命・讚伎日子神・冰上刀賣・近江國花波之神

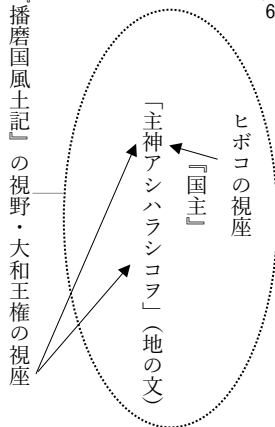
（賀毛郡）大汝命・天照大神・住吉大神・花浪神之妻淡海神

（美囊郡）大物主葦原志許

外来する神々は、伊和大神を初めとする在地の神々とも交流し、あたかも韓国・新羅・讚岐・但馬・伊予・筑紫・意伎・出雲・伯耆・因幡・上野など各地から人々が訪れる様を、神の世界に映した印象がある。⁽²⁶⁾

イにおいて、アメノヒボコはアシハラシコラを「國主」と呼び、地の文においてもアシハラシコラを「主神」と認定している。いっぽうでアメノヒボコは「アシハラシコラ」と呼びかけはせず、アシハラシコラはあくまで地の文における認識である。当国風土記は、アシハラシコラという異界の存在を播磨の「主神」と認定し、そこに外来神アメノヒボコが訪れ、交渉している様を描いて

図6



いるのである。「葦原中国」のうちの播磨国の様子を、大和王権の視座に立つて俯瞰する、これが当国風土記の視野である(図6参照)。

おわりに

『播磨国風土記』には村々の争いを描いた記事がある。
 梟江 右号梟江者、品太天皇之世、播磨国之田村君、有百八十村君而、己村別相闘之時、天皇勅、追聚於此村、悉皆斬死。故曰梟江。其血黑流。故号黒川。(賀毛郡)
 あたかも『古事記』におけるタケハニヤス王の叛逆伝説(前掲)の如きである。播磨にとっては、連続する「負」の地名起源であり、明らかに大和王権の視座による伝説だと言える。
 大和から見た村々の渾沌という点においては、次の『日本書紀』の記事に等しい。

・(神武) 謂諸兄及子等曰「…遼逸之地、猶未霑於王澤。遂使

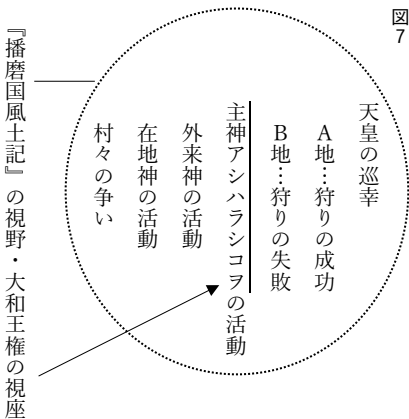
邑有君、村有長、各自分疆、用相凌躒。…」(神武即位前紀)

・(景行) 曰「朕聞、其東夷也、讖性暴強。凌犯為宗。村之無長、邑之勿首。各貪封堺、並相盜略。…」(景行四十年七月)

いずれも天皇の視座に立った天皇の発話である。『播磨国風土記』の梟江条は、地の文それ自体が、大和王権側の視座に立つて記されていることを示す証左であると言えよう。

本稿では、神話伝説の語り手、書き手の視座に注目し、まず大和王権側の視座に立った『古事記』の視野を確認し、それとの比較を通して、『播磨国風土記』の書き手の視座を検討してきた。アシハラシコロを主神と認める外部の視座を持ち、連続する天皇巡幸や数々の外来神の活動を、外部の視座から俯瞰する視野を

図7



持つて、当国風土記が構成されており、それが大和王権の視座、王権国家の史書の視野と一致するという結論に至った。最後に当国風土記の構成を図7として示しておく。

- 注(1) 森博達『日本書紀の謎を解く 述作者は誰か』(中公新書、一九九九年)等参照
- (2) 小野田光雄『古事記釋日本紀風土記ノ文献学的研究』(続群書類完成会、一九九六年)「播磨国風土記の成立について」参照
- (3) 拙稿「大和王権の時空支配の構想(序説)」(『古代研究』五〇、二〇一七年二月)参照
- (4) 新日本古典文学大系『続日本紀』1(岩波書店、一九八九年)に拠る。
- (5) 『古事記』からの引用は、真福寺本(『国宝真福寺本古事記』桜楓社、一九七八年)を底本に論者が校定し、適宜句読点等を施し、割注を括弧内に示したものである。
- (6) 『出雲国風土記』からの引用は、細川家本(『出雲国風土記諸本集』勉誠社、一九八四年)を底本に論者が校定し、適宜句読点等を施し、割注を括弧内に示したものである。
- (7) 例示した以外にも、意宇郡飯梨郷、秋鹿郡伊農郷、飯石郡熊谷郷、同多祢郷、大原郡来次郷などが例として挙げられる。
- (8) 早く本居宣長が、アシハラシコヲのアシハラに「葦原中国」の意を認めている(『古事記傳』七、『本居宣長全集』九 筑摩書房、四二二頁)。
- (9) 柳田國男「一つ目小僧その他」(『定本柳田國男集』五、筑摩書房、一九六二年)。三谷榮一『日本神話の基盤』(塙書房、一九七四年) 第二編第一章参照。
- (10) 真福寺本・道祥本・春璫本には「命」の字があり、兼永本を初めとする卜部系諸本には無い。同神についてのスサノヲの評価であり、セセリビメの「麗神」と対照的な呼称であると理解して、神に

尊号をつけない卜部系の特殊性を採用する。

- (11) 拙著『古事記神話論』(新典社、二〇〇三年) 第II部第二章・第五章参照
- (12) 拙稿「モノを祭る王の神話作り」(『論集上代文学』三四、二〇一四年一〇月)参照。土佐秀里は、シコについて、上代文献の用例を検討し、またアシハラシコヲが「古事記」において登場人物の発話文内の呼称として現れる点にも注目して、「発話者が属する世界を基準とした」規範からの逸脱」を意味すると結論づけている(『醜男醜女考』『日本文学論究』七五、二〇一六年三月)。首肯すべきである。
- (13) 『日本書紀』からの引用は、卷三以降については兼右本(天理図書館善本叢書『日本書紀兼右本』一、八木書店、一九八三年)を底本に、神代巻については兼方本(『国宝吉田本日本書紀』勉誠出版、二〇一四年)を底本に、論者が校定し、適宜句読点等を施したものである。
- (14) 佐伯有清著『新撰姓氏録の研究本文篇』(吉川弘文館、一九六二年)に拠る。
- (15) 日本古典文学大系『日本書紀』上(岩波書店、一九六七年) 二三三頁頭注一五
- (16) 西郷信綱『古事記注釈』第三卷(平凡社、一九八八)七八頁。『時代別国語大辞典上代篇』(三省堂、一九八五年、七四五頁)も、「物部の物は、物ノ化の物」とする説を載せる。
- (17) 拙稿前掲(12)および拙稿「(神話)が作る国家―列島古代の精神史―」(『文学・語学』二二七、二〇一九年二月)参照
- (18) 西郷前掲書(16)、一四八頁
- (19) 小野田前掲書(2)
- (20) 『播磨国風土記』からの引用は、三條西家本(新天理図書館善本叢書『古事記道果本・播磨国風土記』八木書店、二〇一六年)を底本に論者が校定し、適宜句読点等を施したものである。
- (21) 日本古典文学大系『風土記』(岩波書店、一九五八年) 三四九頁

頭注一四

(22) 飯泉健司は失敗に終わる天皇の狩りの伝承を「天皇の力を土地神の靈威より下位に位置づけた伝承」と解し、「八世紀初頭の朝廷・天皇はこの種の伝承に耳を傾けたものと考えられる」と述べている。「播磨国風土記神話の研究」おうふう、二〇一七年、二三五頁が、本稿でももとより大和主権（外部）の視座に立つて播磨を俯瞰する視野の中で成り立った地名起源伝説であるとの結論に至った。

(23) 大物主・葦原志許の二神とする説もあるが、アシハラシコは『日本書紀』第八段一書第六にて「葦原醜男」、『古事記』根国訪問条のササノヲの発話において「葦原色許男」（注10参照）と尊号がつかない場合があるのに対し、オホモノヌシにその例を見ないこと

から、アシハラシコにオホモノヌシという別名を冠した一神の名とみる。

(24) 谷口雅博『風土記説話の表現世界』（笠間書院、二〇一八年）第十三章参照。また「播磨の地方神とみる見方も捨てがたい」（新編日本古典文学全集「風土記」小学館、一九九七年、七〇頁頭注六）という意見もあるが、賛同しない。

(25) 土佐前掲論文(12)

(26) 飯泉前掲書(22)第一章が指摘するように、神と人が重なり存在するのが『播磨国風土記』の特徴である。

(27) 谷口前掲書(24)二五二頁

(28) 注(26)に同じ。

新刊紹介

Edoardo GERLINI 河野貴美子編

『古典は遺産か？』

日本文学におけるテキスト遺産の利用と再創造

タイトルから本書が古典文学の遺産登録を目論む価値付けの書だと感じたなら、良い意味で裏切られるだろう。編者GERLINI氏によって提起された「テキスト遺産」は、既存の「遺産」概念自体を文学テキストの側から解体し再構築する試みである。しかもそれは、古典なるものが、過去一時点に作られた遺物ではなく、過去のある時点や

今この瞬間の（現在）において再生産されるアクチュアルな文化現象であると見る点において、「古典」の解体・再構築でもある。本書では、テキストの「所有性」「作者性」「真正性」を再考する十二本の論文とコラム、その発展として「テキスト遺産の広がり」を考える五本の論文とコラムによって、テキスト遺産概念の可能性が追求されている。逐一著者と論文名を挙げることはかなわないが、近代的な所有・作者・真正性の像を解体するかのようには、たとえば複数の作者や韜晦された作者によるテキスト生成が論じられ、また唯一絶対の原本に捉われない様々な形式——断片化

されたり、書き換え（加え）られてゆくテキストなど近現代には到底考えられまい——が示される。建築物を中心とした固定的なイメージの遺産は、テキスト遺産によって解体される。

緒論の通り、現今耳にする「古典の危機」に対する解答の一つともなりうることは明らかだ。その意味で、本書は文学研究に関わる方が主な想定読者だが、是非古典教育に携わる方にも広く手に取ってほしい。

(二〇二一年一〇月 勉誠出版 A5判 二二七頁 本体二八〇〇円) [草野 勝]